

# 藤枝市地域支え合い生活支援サービス事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市長は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域支え合い生活支援サービス事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、「地域支え合い生活支援サービス事業」とは、自治会、町内会、地区社会福祉協議会、地域住民のボランティア等によって構成された団体が、高齢者に対して行う日常生活を支援する事業をいう。

## (補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、生活支援サービス事業を行う団体であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に事務所を置き、事務所のある自治会又は町内会を対象地域として生活支援サービス事業を行っていること又は今後活動を行う計画があること。
- (2) 代表者を含め5人以上の構成員で組織していること。
- (3) 定款又は規約等を有し、代表者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。

## (補助の対象事業及び上限額等)

第4条 補助の対象事業は生活支援サービス事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報酬費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) その他市長が必要と認める経費

2 補助の額は、補助の対象経費の3分の2以内とし、10万円を限度とする。

## (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の日までに、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

- (3) 資金状況調（第4号様式。概算払の承認申請をする場合に限る。）
- (4) 団体の規約
- (5) 団体構成員の名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を得ようとする場合には、交付申請の際併せて申請しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

（変更承認）

第8条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) 変更資金状況調（第4号様式。概算払の変更承認を得ようとする場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日(第7条第2号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 支出に係る証拠書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第10号様式)を提出しなければならない。

2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書(第10号様式)により補助金の交付を請求することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。